

公益財団法人三井物産貿易奨励会
外国人留学生に対する奨学金の支給対象者 募集要項

公益財団法人三井物産貿易奨励会は、定款第 4 条第 1 号に定める「外国人留学生に対する奨学金の支給事業」の対象者（2026 年度分）を次の通り貴学より募集します。

募集人数： 1 名

支給期間： 原則 1 年間とする。

但し、奨学金支給申込時の大学に在学していることを条件とする。

また、当財団が特別な事情があるとして認めた場合を除く。

支給額： 月額 10 万円とする。

加えて、連絡交通費として留学生支援金（月額 1,400 円）を別途支給する。

選定方法： 大学が行なう学内公募により、当財団選定基準を満たす者として選考され、当財団に申請のあった者の内、奨学金等選定委員の審査（書類審査及び面接）により適格と認められた者を理事会の承認を経て決定する。

1. 応募資格

日本以外の国籍を有し、外国人留学生に広く門戸を開いて受け入れている日本の大学に在籍して貿易及び国際経済の発展に資する研究を行なう外国人留学生（学部または修士課程、博士課程の在籍者）の内、有為且つ成績優秀者で奨学金の支給を必要とする者。

2. 奨学金支給の申込に必要な書類

大学は、学内公募を経て選考した奨学金支給申請者に関する次の書類を当財団に郵送して申し込むものとする。

- ① 奨学金申込書（指定様式） 写真：上半身 5cm x 3.5cm を 2 枚添付
- ② 学業成績書
- ③ 大学の推薦状（本人の学業、人物、将来性についての所見を記した指導教官の親展書）
- ④ 履歴書及び身上書（指定様式）
- ⑤ 健康診断書
- ⑥ 小論文（指定様式）

100-0004 千代田区大手町 1-6-1 大手町ビル Spaces 大手町

3. 注意事項

奨学金支給期間中、毎月一回当財団事務所を訪問の上、修学状況を報告し、年一回学業報告書を提出するものとする。病気その他の事由により、修学を継続する見込みがない場合、学業成績不良、素行不良等の場合には、奨学金の支給（留学生支援金を含む）を停止することがある。

以上